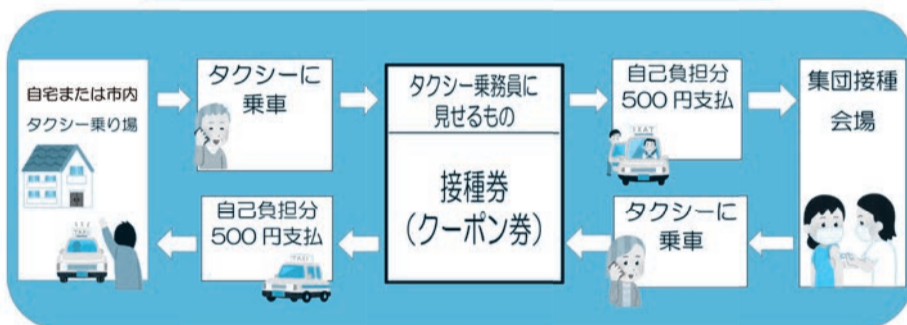


市が指定するタクシー事業者

事業者名	連絡先
横川観光株式会社	電話：042-596-3558 フリーダイヤル：0120-489-083 電話：042-558-7411 (旧秋川交通株式会社)
京王自動車株式会社 福生営業所	電話：042-553-9966 五日市地区受付 電話：042-596-1711
株式会社リーガルマインド	電話：042-550-2712
寿企業株式会社	フリーダイヤル：0120-50-2047

タクシー利用助成の流れ



※往復した場合は、合計千円の自己負担が発生します。

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場
(公立阿伎留医療センター)への
タクシー利用助成(65歳以上)

- 新型コロナウイルスワクチン接種のため、自宅または市内のタクシー乗り場と集団接種会場までの間を、指定するタクシー事業者を利用して移動する場合、1回の乗車につき500円を超える利用料金を市が助成します。
- ▽対象者
 - 市から接種券(クーポン券)が発送された65歳以上の方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)
 - ワクチン接種を集団接種会場(公立阿伎留医療センター)で受けるためにタクシーを利用する方
 - ワクチン接種を受ける日に市内に住所を有する方
- ▽助成期間 対象者へのワクチン接種開始日から9月30日までの間
- ▽利用方法
 - 市からワクチンの接種券が自宅に届いたら、ワクチン接種の日時をインターネットか電話で予約する。
 - 市が指定するタクシー事業者に配車を依頼するか市内のタクシー乗り場から乗車する。
 - タクシーに乗車する際、乗務員に接種券を提示し、タクシー利用助成を受けることを伝える。
 - 乗務員が氏名、接種券番号、生年月日を控えさせていただきます。
- ▽問合せ 健康課予防推進係

- ▽問合せ 健康課予防推進係
- 障がい者割引との併用はできません。
- 家族や知人、付き添いの方など乗り合いでタクシーを利用する場合は、対象者のうち1人が接種券を提示し、自己負担500円を支払ってください。
- 目的地以外の場所に立ち寄る場合は、利用助成の対象にはなりません。
- 「市内の自宅」を目的地として利用した場合です。
- 利用助成を受けることができないのは、集団接種会場の「公立阿伎留医療センター」と「市内の自宅」を目的地として利用した場合です。
- 利用助成を受けることができないのは、集団接種会場の「公立阿伎留医療センター」と「市内の自宅」を目的地として利用した場合です。
- タクシーから降車する際に、自己負担分500円を乗務員に支払う。
- 提示できなかった方も、接種券を利用することで帰宅時の利用助成を受けることができます。

多胎児家庭支援事業

多胎妊婦や3歳未満の多胎児を子育てしている方の育児負担や不安などを軽減し、安心して子育てができるよう、育児サポーターが訪問し、育児や家事などの支援を行う事業をはじめます。

- 対象 市内在住の多胎児を妊娠中の方、3歳未満の多胎児のいる家庭
- 利用日時 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
※1日1回、2時間を上限とします。外出時の補助の場合は、4時間を上限とします。
- 利用可能時間 子どもの年齢に応じて、1年間の利用時間には上限があります。
- 費用 無料
(育児サポーターの交通費などは必要)



支援内容

家事等援助	○食事の準備、片付け ○住居等の清掃、整理整頓 ○衣類の洗濯 ○生活必需品の買い物
育児の補助	○食事、授乳介助 ○おむつ交換支援 ○沐浴介助 ○乳幼児の兄姉の育児、送迎
外出時の補助	○通院等の介助 ○健診の付添い
育児等に関する相談助言	○子育てのアドバイス ○子育て支援サービスの紹介
その他支援が必要と認めるもの	

※育児の補助、外出時の補助は、育児サポーターと保護者が一緒に行います。

多胎児家庭支援事業利用までの流れ

- ①申請書を提出する
 - 母子健康手帳や健康保険証など、氏名・生年月日が確認できるものを持参の上、ルピア2階子ども家庭支援センターで申請してください。外出が難しい方は連絡してください。
 - 申請書は、子ども家庭支援センター窓口にあります。また、子育て応援サイトからダウンロードできます。
- ②利用調整
 - 申請内容に基づき、市と委託事業者とで育児サポーター派遣の調整を行います。
 - 市と利用者との、利用開始日や週の利用回数、時間などの確認を行います。状況などにより、訪問や電話で確認させていただきます。
- ③利用決定通知が届く
 - 利用が決定したら、「養育支援訪問事業多胎児家庭育児サポーター派遣決定通知書」が届きます。通知書が届きましたら、利用日時など確認してください。
- ④支援を受ける
 - 訪問初日に育児サポーターと市職員(初回のみ)が自宅に伺い、支援方法の確認を行います。
 - 育児サポーターが自宅に来て、育児や家事を支援します。
 - 移動のための交通費等は、育児サポーターの方の分を含め実費となります。
 - 派遣をキャンセルする場合、前日の午後5時までに子ども家庭支援センター子育て支援事業係に電話をお願いします。当日の派遣キャンセルの場合、その日は利用したこととみなします。

○問合せ 子ども家庭支援センター 【☎550-3361、月曜～土曜日(祝日、第2水曜日を除く)午前8時30分～午後6時30分】

子育て支援
サイト
(申請書)

- 市では、第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護人材を確保するため、介護職員に対し、介護に係る資格取得に要する経費の一部を補助します。
- ▽対象者 次の全てに該当する方
 - 令和2年4月1日以降に、次のいずれかの研修を修了などした方
 - 「初任者研修」または「実務者研修」を修了した方
 - 「介護福祉士」の試験に合格し、介護福祉士の登録を受けた方
- 市内の介護保険サービス事業所に介護職員として3か月以上継続して就業し、補助金の申請時においても同一の事業所に就業している方
- 同種の補助金など(雇用保険法に基づく教育訓練給付金等を含む)を受けていない方
- ▽申込み方法 年度末までに高齢者支援課の窓口へ配置している申込用紙に必要事項を記入の上、直接窓口で申し込んでください。
- ※申込用紙は、市ホームページからダウンロードできます。
- ※令和4年3月31日以前に予算額に達した場合は、その時点で終了となります。
- ▽申込み・問合せ 高齢者支援課介護保険係



介護に係る資格取得
に対する補助事業の
実施